

第3章 まちづくりのマスタープラン

3-1 石川町の将来都市構造

3-2 土地利用の基本方針

3-3 都市施設整備の方針

3-4 良好な都市環境形成の方針

第3章 まちづくりのマスタープラン

上位計画等による石川町の位置づけと都市整備の方向を踏まえ、将来都市像である「ひと・自然が融け合う あぶくま高原都市 いしかわ」の実現を図るため将来都市構造を構築し、これに基づいた土地利用、都市施設及び都市環境形成の方針を定める。

3-1 石川町の将来都市構造

1. 将来都市構造の考え方

本町の将来都市構造については、地域特性にふさわしい「土地利用ゾーニング」、町民や町へ訪れる人々が活動・交流を図る「拠点地区」、周辺市町村や高速交通体系へと連絡する「骨格交通網」を基本とする。

(1) 土地利用ゾーニング

本町は地形的な条件や現況土地利用等から特徴ある4つのゾーニングを行うことができる。基本的にはこれらゾーンの中で土地利用の展開を図っていくものとする。

① 都市的土地利用ゾーン

- ・ 都市的土地利用を積極的に推進する用途地域内において、石川地方の中心都市にふさわしい多様な高次都市機能を集積した市街地の形成を図る。
- ・ 用途地域の周辺部においては、バイパス等の都市施設整備に併せ、隣接する森林・レクリエーションゾーン等との調和を図りながら新しい市街地形成を検討する。

② 農業的土地利用ゾーン

- ・ 町の西部地域を中心に優良農地の保全を図りながら、高生産性・都市型農業の展開を図る。
- ・ 遊休農地等については、周辺環境との調和を図りながら多面的な土地利用の展開を検討する。

③ 森林・レクリエーションゾーン

- ・ 町の面積の1/2を占める山林や自然地についてはその保全と育成に努めるとともに、温泉やダム周辺等の活用によりレクリエーション機能の役割も果たすものとする。
- ・ 母畑地区周辺では長期的なあぶくま新都市（仮称）の実現を検討する。

④ 臨空型産業展開ゾーン

- ・ あぶくま高原道路の計画ルートに近接する曲木地区周辺においては高速交通体系や福島空港への近接性を活かした臨空型産業ゾーンとして位置付け、周辺の自然環境及び営農環境と調和した計画的な土地利用の誘導を図る。

(2) 拠点地区

町民同志や本町に訪れる人々が活動、また交流を図る場所として、次のような拠点地区を育成する。

① 中心市街地

- ・ 用途地域内においても特に商業系用途地域が指定されている中心市街地については、都市的土地利用ゾーンの核となる商業、行政、文化等の拠点を創出する。

② 母畑温泉周辺地区

- ・ ラジウム含有量東北一を誇る母畑温泉周辺において、既存宿泊施設等の集積をいかし、保養レクリエーションの交流拠点を創出する。

③ 母畑ダム周辺、今出ダム周辺地区

- ・ レイクサイドセンターとして活用されている母畑ダム周辺地区、今後整備が行われる今出ダム周辺地区においては、地域の交流拠点を創出する。

④ 複合市街地（石川フェニックスゾーン）

- ・ 新たな形態の農村モデル地区、広域的性格を有する墓地公園や斎場整備等により複合型市街地の拠点を創出する。

(3) 骨格交通網

① 既存の国道及び主要地方道等

- ・ 国道 118 号、(主)いわき石川線、(主)白河石川線、(主)飯野三春石川線等を郡山市、いわき市、白河市等の都市と周辺町村を連絡する骨格的な道路として位置づける。

② 新たな骨格道路

- ・ あぶくま高原道路から南へ向かう福島空港アクセス道路（福島空港までの(主)古殿須賀川線）の延伸路線について、空港への連絡と国道 118 号のバイパス的な機能を有する新たな骨格道路として位置づける。

③ JR水郡線

- ・ 郡山市や茨城方面との広域的な連絡機能を維持する。

2. 都市構造と土地利用ゾーニングのイメージ

前項で述べた将来都市構造及び土地利用ゾーニング等のイメージは下図に示すとおりである。



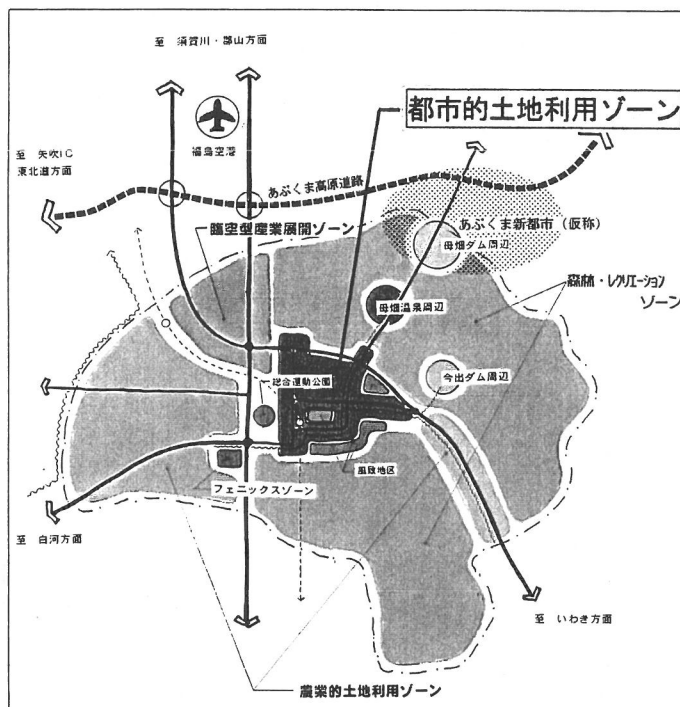
3-2 土地利用の基本方針（ゾーン別土地利用の方針）

本町においては、現況の地形条件等により特徴ある土地利用ゾーニングがなされることから、各ゾーンごとの基本的な土地利用方針を次のように定める。

1. 都市的土地利用ゾーン

（1）ゾーン形成の考え方

現行の用途地域及びその周辺を「都市的土地利用ゾーン」として位置づけ、多様な高次都市機能が集積した高度産業・交流圏の形成が期待される県中地域において、「石川地方の行政・教育・文化・商業などの中心都市」の形成を図るものとする。



<都市的土地利用ゾーンの市街地形成の考え方>

①コンパクトな市街地の形成

- ・約2km間隔の一边で構成される環状道路を市街地の外郭とし、住宅地、商業地、公共公益施設などが連担する市街地と、それを包み込み市街地にうるおいと美しさを演出する森林空間とから構成される、全体として都市環境と自然環境が調和する『石川独自の美しい山と川が調和するコンパクトな市街地』を形成ものとする。

②石川地方の中心都市にふさわしい中心市街地の創出

- ・既存商店街のストックの充実及び強化による商業機能の拡充、文化、福祉、行政等の機能を有した公共公益施設の整備などを図り、石川地方の中心市街地にふさわしい商業、行政、文化の拠点を創出する。

③快適な市街地環境の創出

- ・中心市街地においては、うるおい空間としての水辺空間の活用、公園整備、隣接する斜面緑地等の保全と活用、安全かつ快適に楽しく歩ける街路樹のある市街地内道路の整備、新市街地の住宅団地や工業団地、新たな公共公益施設地区においては、自然の緑や変化に富んだ地形などを活用し、快適な市街地環境の形成を図る。

(2) 土地利用の基本方針

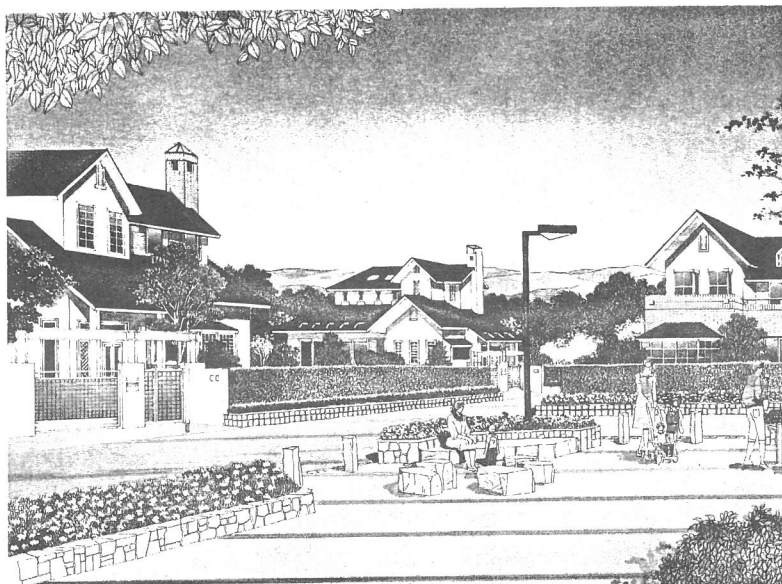
都市的土地利用ゾーンについては、人口やさまざまな都市機能が集積するゾーンである。特に、用途地域内の中心市街地では都市基盤の改善・修復と併せて地区更新や土地の有効利用を図っていくことが必要であり、用途地域の外縁部及び近接した区域においては都市施設整備等と併せて新市街地の形成を検討していくものである。

また、都市的土地利用ゾーンについては、他のゾーンと比較してきめ細かなまちづくりの誘導が必要であると考えられることから、土地利用区分に基いたそれぞれの具体的なイメージを以下に提示する。

①住居系土地利用

●低層住宅地

- ・ 新市街地の形成を目指す長久保地区の周辺及び既存の住宅団地（小金塚団地、大日向団地）においては、戸建て住宅を主体とした良好な環境の低層住宅地の形成及び保全を図る。特に、新たな低層住宅地の整備においては、必要に応じて地区計画等による土地・建物の規制誘導手法により、緑地率や面地規模等に十分配慮し、石川を代表する住宅地の形成を図る。



●一般住宅地

- ・ 既成市街地内における商業地周辺の住宅地、又は幹線道路等の背後に位置する住宅地については、戸建及び一部の集合住宅等を主体としつつ、生活利便施設等と調和した居住環境の維持・向上を図る。

●沿道型住宅地

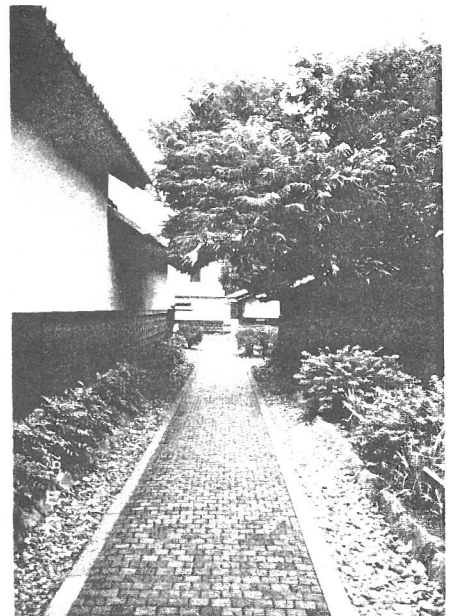
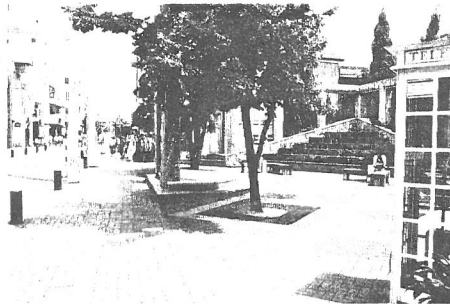
- ・ 幹線道路等の沿道については、店舗や自動車対応型のサービス施設等と住宅が調和した沿道型の住宅地の形成を図る。

②商業系土地利用

●商業業務地

- ・ 県中地域石川地方の中心商業業務機能を拡充するため、既存の商業集積等を活かしつつ、地区更新や都市基盤等の改善、路地裏空間の活用等により、大規模施設に頼らない魅力ある商業業務地の形成を図る。

→今回実施した町民アンケートの中で、特に高校生においては、将来の町の姿として「商店街に力を入れた商業のまち」を第一に望んでいるという結果が出ている。このため、自動車利用が出来ない若年層や高齢者等にとっても利便性の良い商業・娯楽施設、コンビニエンスストア、既存の空き店舗用地等を活用した公共公益施設と一体的となった複合的な施設等の立地誘導が必要であると考えられる。



参 考 歩行者空間の拡充と街並みの統一（左上：北海道伊達市）、ポケットパーク等のたまりの場の創出（左下：名古屋市大曾根商店街）、路地裏空間の活用（右：長野県小布施町）

●近隣商業地

- ・ 中心商業地に隣接した道路沿道等においては、店舗やサービス施設等を主体とした近隣商業地の形成を図る。

③産業系土地利用

●流通・工業地

- ・ 市街地内の既存工場等については、操業環境と周辺の居住環境との調和に十分な配慮を行い、長期的には市街地外への移転も検討する。

④その他

●多目的利用地

- ・ いわき石川線バイパス等の都市基盤整備により地区構造に変化が生じる双里・形見地区においては、沿道型商業等の機能を持つ多目的な土地利用が可能となる新たな拠点の形成を図る。
- ・ 国道 118 号の沿道土地利用等の促進と低未利用地の有効活用により新市街地の形成を目指す長久保地区においては、沿道型商業や行政サービス等の多目的な土地利用が可能となる新たな拠点の形成を図る。
- ・ これらの地区においては、土地利用や建物利用の規制誘導及び地区レベルの都市基盤整備の誘導を図るため、地区計画等によるまちづくりの推進を検討するものとする。

●公共公益施設地

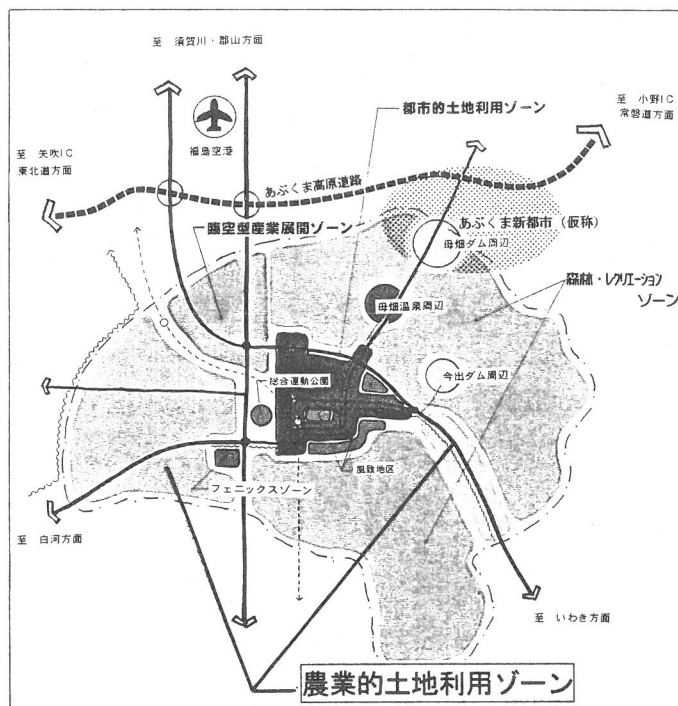
- ・ 小中学校、町民グラウンド及び石川勤労者総合スポーツ施設が集積する関根・川向地区においては、中心市街地からのアクセスの改善や今出川の河川環境を生かし、公共公益施設の機能の充実を図る。



2. 農業的土地利用ゾーン

(1) ゾーン形成の考え方

本町の都市計画区域は農業振興地域とも重複していることから、西部地域を中心にした区域において、優良農地等の保全とともに、集落地区の居住環境等の保全及び改善に努めるものとする。



(2) 土地利用の基本方針

① 農 地

- 農業的な投資がなされている農用地域等においては、圃場整備等による生産基盤の充実と優良農地の適正な管理に努める。
- 果樹園の一部については、観光農園化による付加価値の検討を図り、都市的土地利用ゾーンに近接した幹線道路沿道等の農地については、土地利用転換により多面的な利用の展開を検討する。

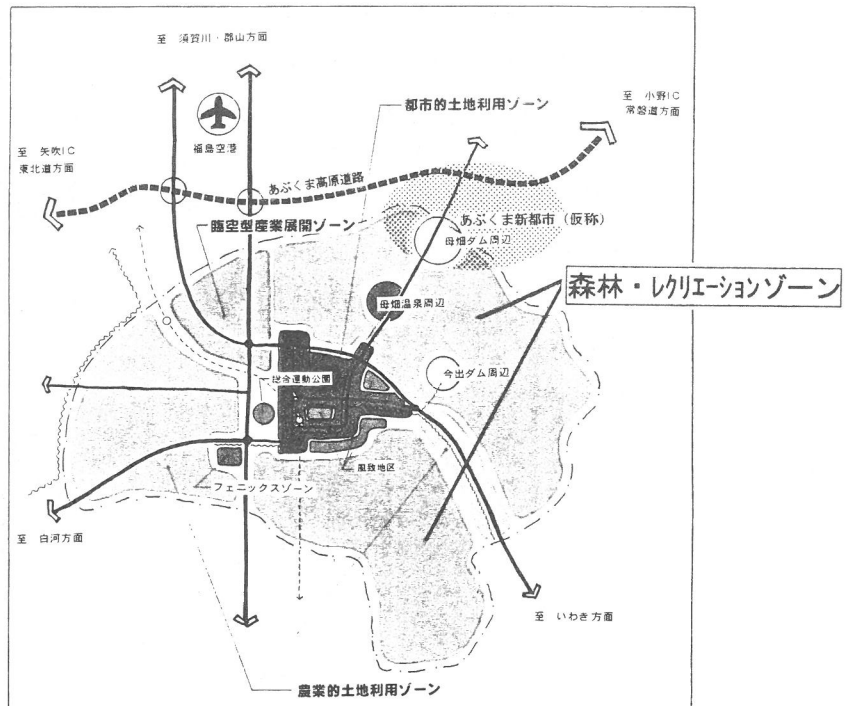
② 集落地等

- 農業振興地域内における既存集落地においては、集落間の連絡道路等の整備、生活排水施設等の充実を図り、居住環境の維持・改善を図る。
- 幹線道路等の整備により沿道土地利用の進展が予想される地区においては、背後の集落地の居住環境や営農環境、自然景観等に十分な配慮を行なうものとする。

3. 森林・レクリエーションゾーン

(1) ゾーン形成の考え方

町の面積の1/2を占める山林や自然地については、その保全及び育成に努めるとともに、温泉やダム等の施設の活用により、レクリエーション機能の役割も果たすものとする。



(2) 土地利用の基本方針

① 森林ゾーン

- 町の面積の1/2を占める山林や自然地については、森林本来が持つ水源涵養、国土保全、動植物による自然の生態系への配慮の観点から、その保全と育成を図るとともに、豊富な森林空間を活かした緑とのふれあいの場としての保護・活用を図る。

② レクリエーションゾーン

- 母畑温泉周辺においては、温泉を核とした「保養交流拠点」の形成、母畑ダム及びレイクサイドセンターにおいては、「野外スポーツ・レクリエーション拠点」の形成を図る。
- 今出ダム周辺においては、ダム建設を契機とした周辺地域の基盤整備を図るとともに、レクリエーション施設やオープンスペースの整備を図り、ダム整備の波及効果を十分に活かした「地域交流拠点」の形成を図る。

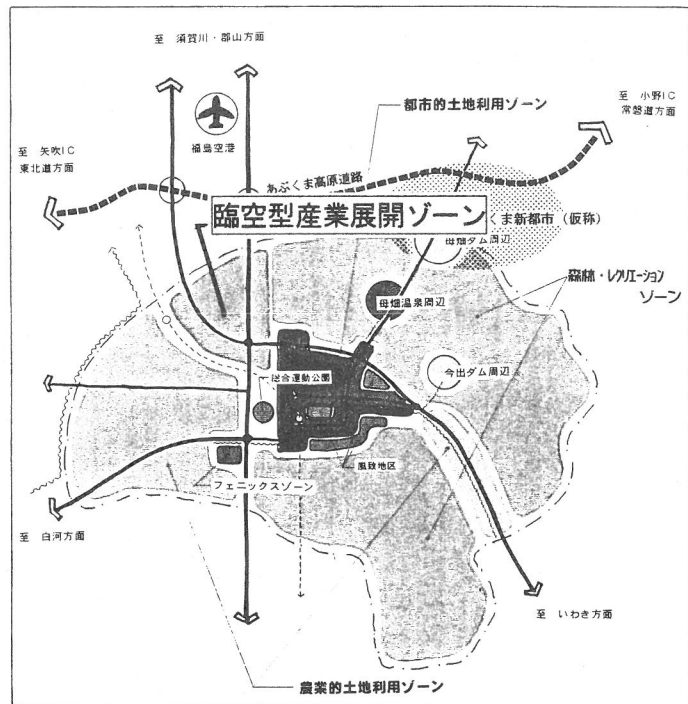
③ あぶくま新都市（仮称）

- 森林ゾーンのうち、母畑ダム周辺においては、あぶくま新都市（仮称）のエリアとして位置づける。
- 当該区域については、長期的な視点で、自然環境との調和を図りながら、福島県及び隣接町村との協力のもと、新都市開発の実現を検討する。

4. 臨空型産業展開ゾーン

(1) ゾーン形成の考え方

あぶくま高原道路の計画ルートに近接する曲木地区においては、高速交通体系や福島空港への近接性をいかした臨空型産業展開ゾーンと位置づけ、周辺の営農・自然環境と調和した計画的な土地利用を誘導する。



(2) 土地利用の基本方針

- あぶくま高原道路の空港インターチェンジが整備されることから、そのアクセス性を生かすとともに、空港方面と連絡する国道 118 号及び福島空港へのアクセス道路の 2 本の広域的な幹線道路一帯の区域を、臨空型産業ゾーンとして位置づける。
- 当ゾーンについては、国営農地開発事業区域も比較的広範囲に分布しており、中山間の特定地域でもある。このため、開発と保全のバランスには十分に留意し、流通や工業系のみではなく、農産物・花卉類、観光資源等を総合的に捉えた、臨空型産業の展開を図る。

3-3 都市施設整備の基本方針

1. 道路整備の方針

道路整備の方針については、本町の広域的な位置付けから必要となる現状の路線を整理した上で、都市内の主要幹線道路の配置方針及び市街地内道路網配置の方針を定めるものである。

(1) 広域的な道路網の位置づけ

県中地域及び県南地域との連携を前提にし、石川地方の中心都市として本町における道路網を考える上で必要となる広域的な路線については以下のとおりである。



(2) 都市内の主要幹線道路の配置方針

本町の骨格となる幹線道路の配置については、広域的な交通条件及び現状の道路網条件等に配慮し、以下のような配置方針を定める。

- ① 中心市街地に流入している東西方向及び南北方向の通過交通を排除するため、市街地を取り囲む環状的な骨格路線を配置する。
- ② 周辺都市との連絡を図る広域的な道路網として位置づけられる路線について、都市内における放射状方向の道路として充実・強化を図る。
- ③ 都市内において、既存集落間の連絡強化を図るため、環状的な骨格道路の外周に地域間連絡道路の形成を図る。



＜一点集中放射パターンから放射環状パターンへ＞

環状的な骨格道路の形成

- 中心市街地の西側については、国道 118 号バイパス的な機能を持つ空港アクセス道路の延伸路線により構成する。
- 北側から東側（双里地区付近）についてはいわき石川線バイパス及び(主)飯野三春石川線の一部と既存町道（116 号線）により構成する。
- 南側（猫啼付近）から東側（双里地区付近）については現道の(主)白河石川線、(県)赤坂西野石川線及び既存町道（108 号線）により構成する。

放射状道路の充実

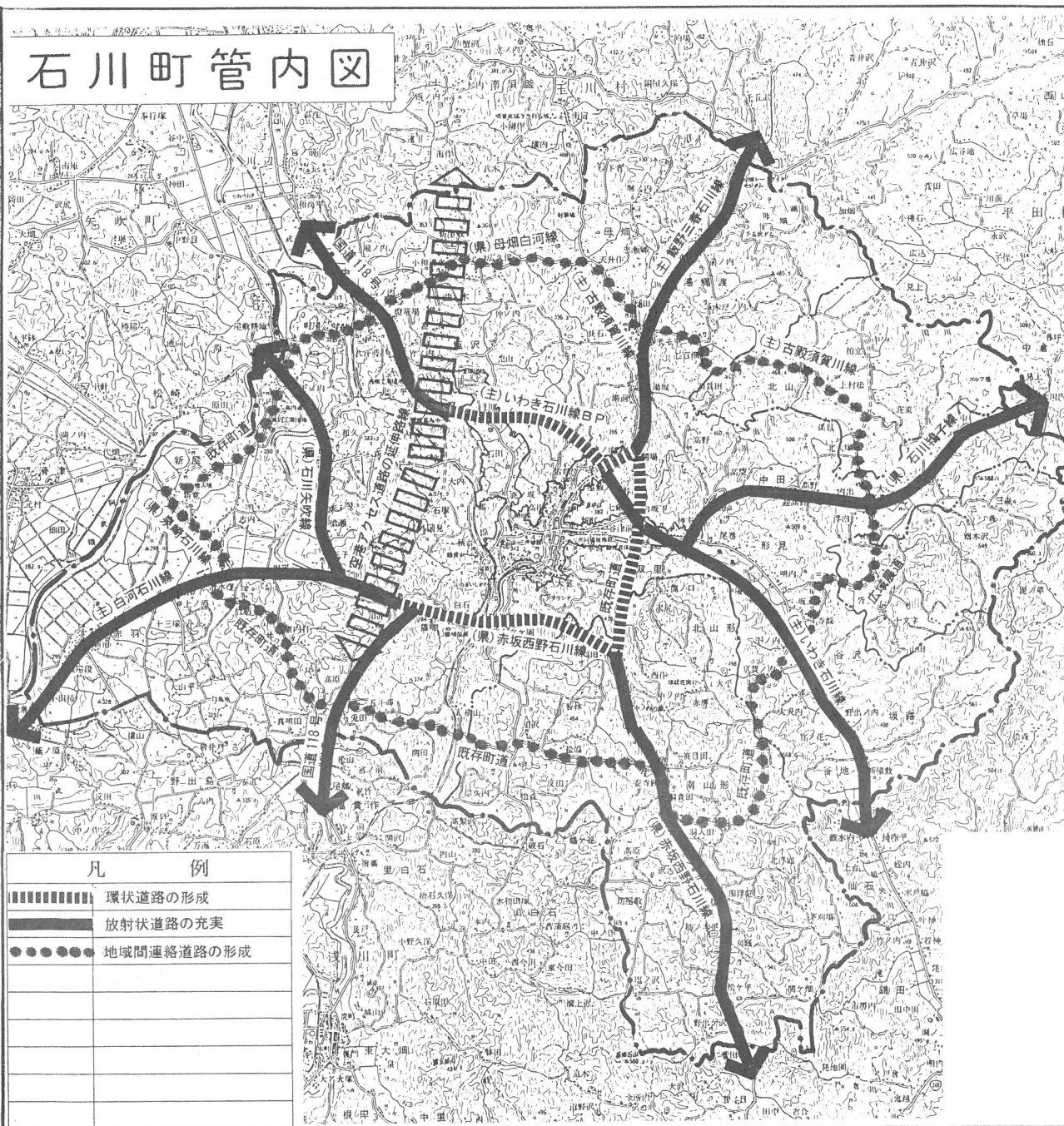
- 福島空港方面 ⇒ 空港アクセス道路の延伸路線
- 郡山市、須賀川市、玉川村方面及び浅川町、棚倉方面 ⇒ 国道 118 号
- いわき市、古殿町方面 ⇒ (主)いわき石川線（バイパス及び現道）
- 矢吹町、矢吹 IC 方面 ⇒ (県)石川矢吹線
- 白河市、新白河駅（新幹線）方面 ⇒ (主)白河石川線
- 平田村方面 ⇒ (主)飯野三春石川線、(県)石川鴛子線
- 鮫川村方面 ⇒ (県)赤坂西野石川線

地域間連絡道路の形成

- 西部地域から北部地域 ⇒ (県)母畑白河線
- 北部地域から東部地域 ⇒ (主)古殿須賀川線
- 東部地域から南部地域 ⇒ 既存町道
- 南部地域から西部地域 ⇒ 既存町道及び(県)泉崎石川線

■ 都市内の主要幹線道路の配置方針

石川町管内図

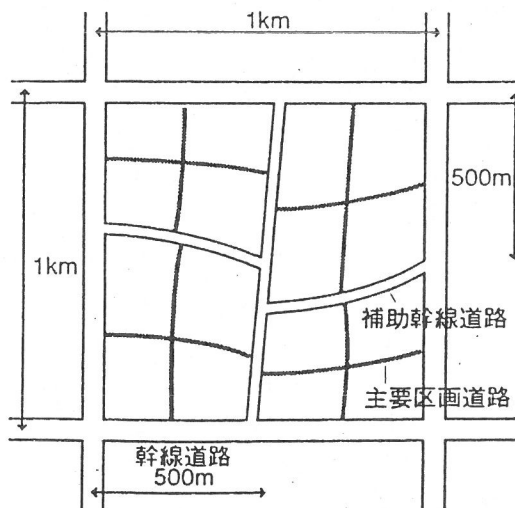


(3) 市街地内の幹線道路等の配置方針

①市街地内における幹線道路等の配置の考え方

- 市街地内における標準的な道路網の配置パターンは以下のとおりである。

- ・ 幹線道路は、概ね1km間隔のグリッドで配置する。
- ・ 補助幹線道路は、幹線道路で囲まれた区域内に概ね500m間隔で2路線を配置する。



- なお、本町においては以下のような地形的条件等を考慮しながら、市街地内における幹線道路の配置を検討する必要がある。

- ・ 地形的に起伏が激しく、市街地の周りには急峻な山が迫っており、市街地の幅が概ね300m～500m程度の細長い形状となっている。
- ・ さらに、その細長い市街地の中心部を川（北須川、今出川）が流れている。
- ・ 中心市街地における既存道路については、古くからの道路形態が維持されてきており、幹線的な道路でありながらも居住する町民の生活レベルの道路機能も有している。
- ・ 中心市街地は既成市街地化しており、道路の新設又は拡幅の困難さがうかがえる。

②幹線道路の配置方針

- 広域的な通過交通は「空港アクセス道路の延伸路線」、「いわき石川線バイパス」等の環状的な骨格道路により捌くものとし、現行の都市計画道路等を活用し、市街地内の発生交通を環状道路へ連絡する幹線道路を地形条件に配慮しながら、概ね1km間隔で配置する。

A：国道 118 号

- 将来的に「空港アクセス道路の延伸路線」が国道 118 号のバイパス的な機能を果たすものとし、現国道 118 号の区間については、市街地西側の南北方向の幹線道路として位置づける。

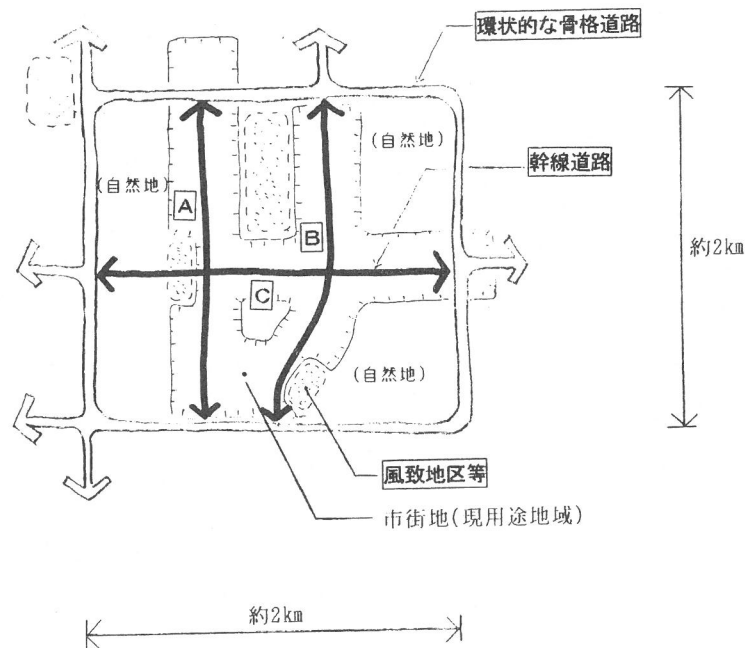
B：都市計画道路立ヶ岡北町線～下泉屋敷入線

- 今出川及び北須川河岸に形成されている中心市街地の南北方向の幹線道路として位置づける。

C：都市計画道路新町長久保線及び新町本宮線の一部と既存町道

- 市街地東側の双里地区から中心市街地を西側に抜ける東西方向の幹線道路として位置づける。

■ 幹線道路等配置のイメージ



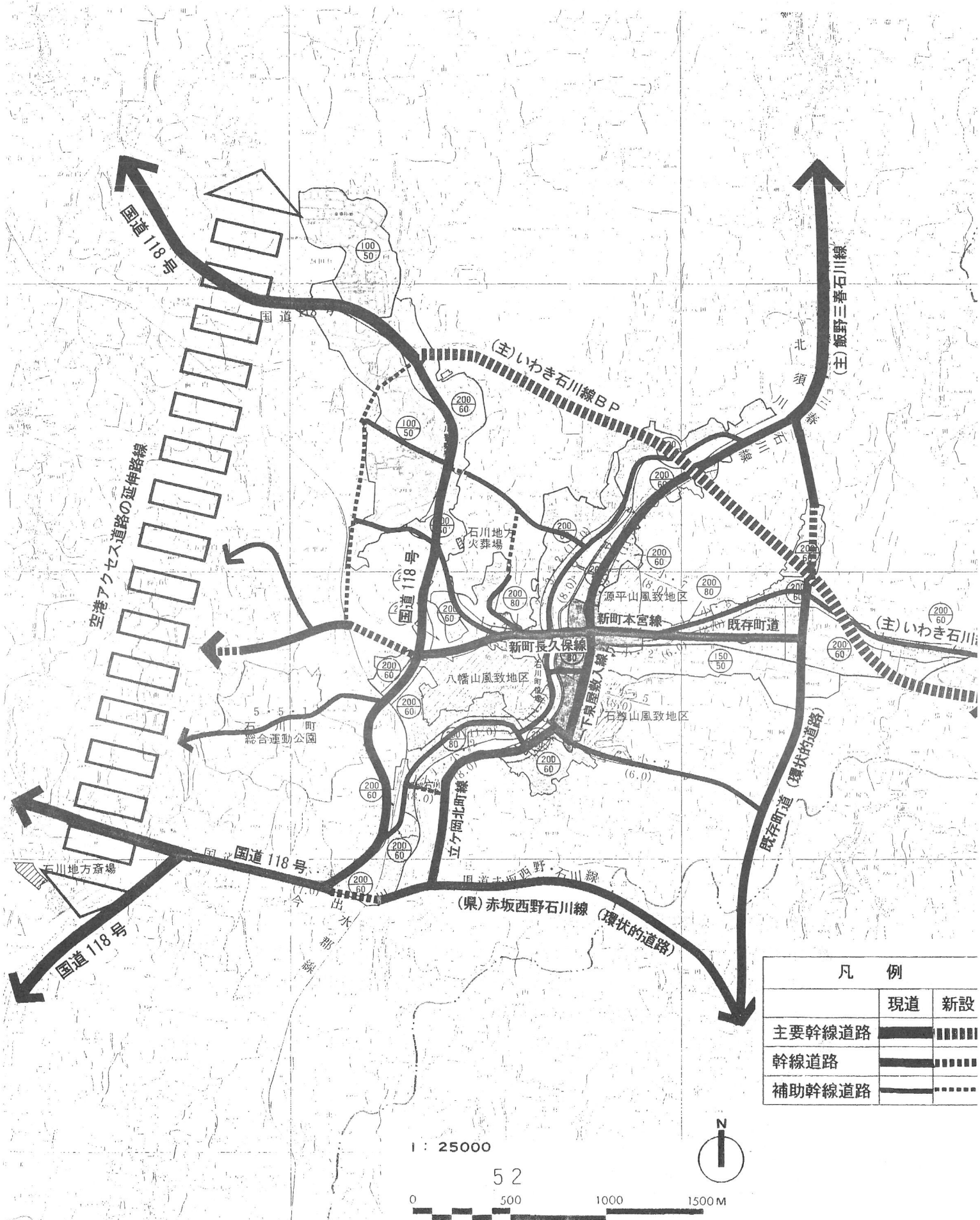
③ 補助幹線道路の配置方針

- 基本的な考え方としては、幅の狭い市街地内の交通サービス機能を担うものとし、既存の都市計画道路及び町道を活用しながら概ね 500m 間隔で配置し、幹線道路へスムーズに連絡させるものとする。

④ 市街地内道路の整備方策と今後について

- 市街地内における道路整備においては、修復・改善型まちづくりと併せて歩行者空間の拡充等を図るものとし、場合によっては部分的な交通規制等の検討を行なうことにより、良好な交通環境の形成を図るものとする。
- なお、具体的な路線ごとの規格等については、交通体系調査等の実施により検討していくものとする。

■ 市街地内道路網の配置の方針



2. 公園・緑地整備の方針

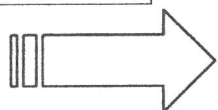
(1) 公園・緑地整備の基本的な考え方

本町では、コンパクトな市街地を取り囲むように緑地が存在し、市街地内を流れる北須川や今出川などの河川とともに良好な景観を呈しており、今出川河岸に親水公園として「あさひ公園」が整備されている。

しかし、都市計画決定された住区基幹公園は一箇所もなく、多くの人々が居住する市街地の中心部においては、街区公園などのオープンスペースが圧倒的に不足しており、近年では高齢化社会の到来により、年少者の遊び場であるばかりでなく、高齢者のふれあいの場としても重要性が増してきており、早急な整備が望まれるところである。

こうした状況を踏まえ、本町の公園・緑地の整備については「森の文化の邑として既存の自然景観の保全を図りつつ、市街地内に街区公園などの身近な公園の整備を推進する。」ことを目指し、以下のような基本方針を定める。

森の文化の邑づくり



- ① 市街地内の街区公園等の整備
- ② 石川町総合運動公園の整備
- ③ 風致地区などの区域拡大の検討
- ④ 緑のネットワークづくり

(2) 市街地内の街区公園等の整備

① 街区公園の整備

- 街区公園については、原則として誘致範囲を半径 250m として市街地内を網羅することが望ましいが、石川町の特徴的な放射状の市街地形態を考慮し、現況の空閑地等を活用しながら配置を行なう。
- 北須川、今出川などの河川整備との調整を図りながら親水公園や橋詰のポケットパーク的な公園の配置を検討する。

⇒今出川河岸で整備済みの「あさひ公園」及び現在整備中の河川公園については都市計画決定された公園ではないが、市街地内の良好なオープンスペースとして都市計画公園と同等として扱う。

② その他の住区基幹公園の整備

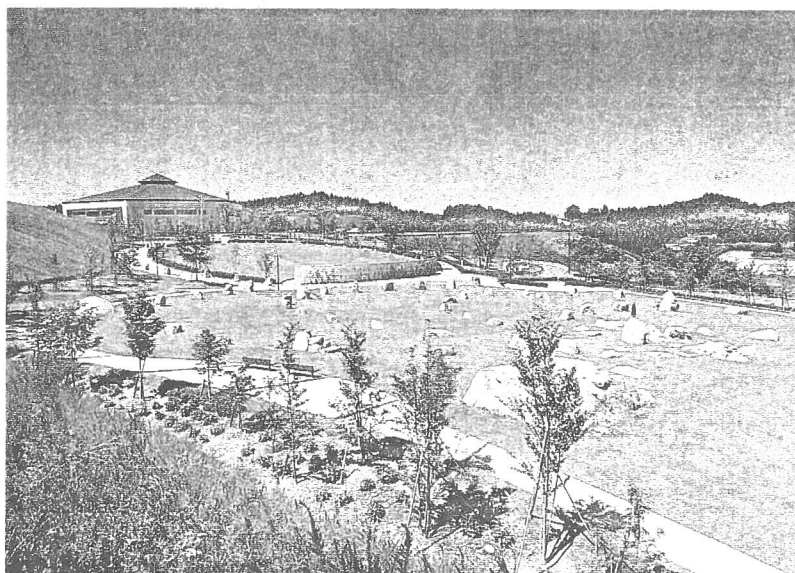
- 近隣公園（標準面積 2 h a 以上）については、新たな市街地整備の際に用地を確保するものとし、長久保の新市街地や双里・形見地区等において、配置を検討する。
- 地区公園（標準面積 4 h a 以上）については、将来的にみて市街地内人口が標準対象人口（4 万人：建設省）に満たないことや、「石川町総合運動公園」の整備が進んでいることから、同公園により地区公園の機能を代替する。

(3) 石川町総合運動公園の整備と活用

① 石川町総合運動公園の概要

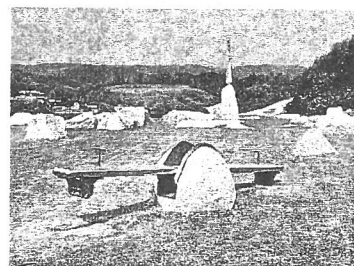
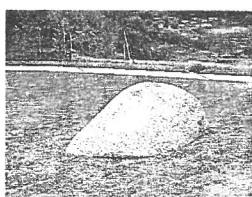
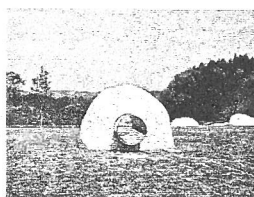
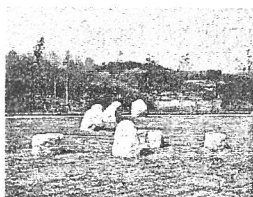
- 「石川町総合運動公園」は平成2年11月に都市計画決定（面積37.0ha）され、磐城石川駅に近接した国道118号沿いの丘陵地において整備が行なわれている。
- 現在体育館が開設済みの他、石川の石を活かした「クリスタル広場」が整備されており、スポーツ・レクリエーション・文化の複合的な活用だけではなく、大規模な災害時の広域的な避難場所としての機能を期待されている。

＜水晶をイメージした総合体育館と、石のオブジェを配したクリスタル広場＞



② 今後の整備と活用の方針

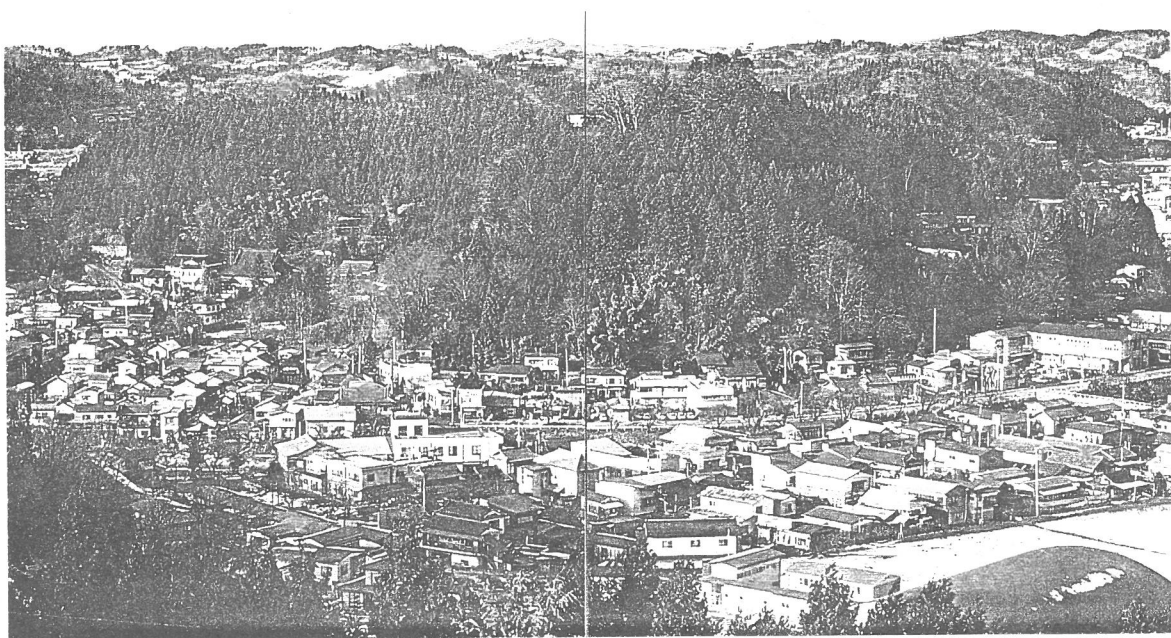
- 今後の整備に当たっては、年次計画に従って進めるものとするが、丘陵地に位置しているため、磐城石川駅に近接している割にはアクセス性が弱く、また自動車以外では利用し難いという問題点がある。このため、駅や国道118号からのアクセス性の向上を図る必要がある。
- スポーツ・レクリエーション等に加え、イベントや情報発信等の場としての活用により、知名度の向上を図っていく必要がある。



(4) 風致地区の区域拡大の検討

- 本町では市街地中心部に隣接して風致地区が3箇所(27.1ha)指定されており、このうち八幡山風致地区周辺については、「緑のマスタープラン(昭和62年:福島県)」により愛宕山公園(17.5ha)として位置づけられている。
- 本町では、「まちのどこからでも緑が眺められる良好な市街地」を演出するために、これら既存の風致地区の保全及び区域拡大を検討するとともに、高田桜周辺や立ヶ岡などの斜面緑地を新たな風致地区等として区域指定の検討を行い、これらの緑地をまちの財産として、積極的に保全を図っていくものとする。

＜八幡山風致地区と市街地＞

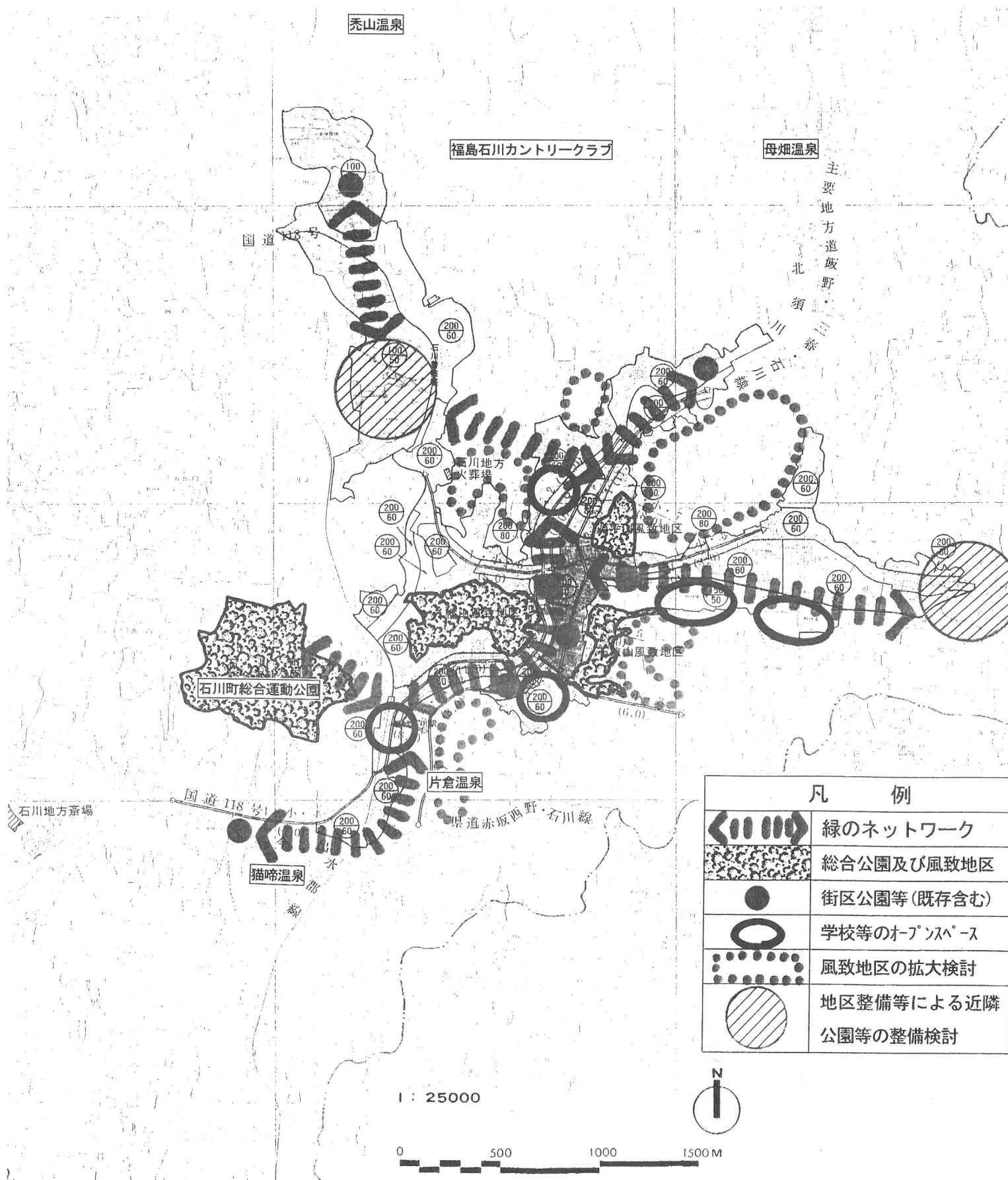


(5) 公園・緑地のネットワークの方針

- 北須川や今出川の水辺空間を「歩いて楽しめる」歩行者系道路として活用するとともに、市街地内道路等を利用しながら公園、緑地と公共公益施設等を結んだ「緑のネットワーク」の形成を図るものとする。
- 緑のネットワークについては以下のような施設等を結ぶものとする。

- ・公園、緑地
 - ・学校及び公共公益施設(公民館、町民グラウンド等)
 - ・史跡、旧跡
 - ・寺社、仏閣
 - ・駅
- 等

■ 公園・緑地の配置とネットワークのイメージ



3. 下水道整備の方針

(1) 下水道整備の基本的な考え方

- 本町では中心市街地の一部で都市下水路が供用済みとなっている。
- 公共下水道については、平成3年の下水道エリアマップの策定、平成6年には公共下水道全体計画が策定されたが、長期的な財政計画との調整により都市計画決定には至っていない。
- このため、本町の河川については水質の汚濁も懸念されており、これを防止・改善するために下水道及び下水道関連施設の総合的・効率的な整備が必要である。

(2) 下水道及び下水道関連施設の整備

- 下水道整備にあたっては、地域特性に応じた公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラント、合併処理浄槽施設の事業推進を図るものとする。

4. 河川整備の方針

(1) 河川整備の基本的な考え方

- 本町の一級河川の改修状況、総延長 48.7 km に対し、完成 13.8 km (28.7%)、暫定改修 9.1 km (18.7%) となっている。
- 河川整備に当たっては、県による整備計画により漸次整備を行なうものとするが、今出川、北須川については、市街地の中心部を流れているため、改修に際しては家屋移転が多数生じると想定される。このため、千五沢ダム及び今出ダムの洪水調節機能等を十分に活かしながら流域の特性に応じた総合的な治水計画を策定し、整備を進めていく必要がある。

(2) 河川整備にあたっての留意点等

- 本町の河川は市街地中心部を流れているという特性から、土地利用的にも景観的にも非常に重要な要素となっている。このため整備にあたっては、生物の良好な生育環境、美しい自然景観の保全等に配慮し、水辺ならではの遊びの魅力を引き出すなど、親しみやすい水辺空間を創出するための工夫が必要である。
- 個別施策の案としては、
⇒清流を確保するとともに、親しめる水辺の空間をつくる。

- ・堤防利用の自転車道及び緑道の整備
- ・環境特性を活かした護岸や緑化
- ・河川と公園との総合的事業の推進
- ・住民の手による河川の保全及び美化

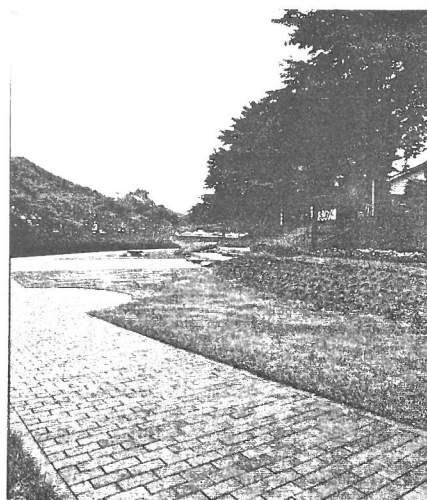
⇒樹木、清流、水辺のなかで鳥、魚、昆虫等の小動物を育む場を保全する。

- ・生態系保全護岸
- ・緑化護岸 等

⇒緩傾斜護岸の整備により周辺の景観を損なわないように配慮する。

- ・自然石護岸
- ・緑化護岸
- ・桜並木の保全 等

＜あさひ公園（今出川河岸）＞



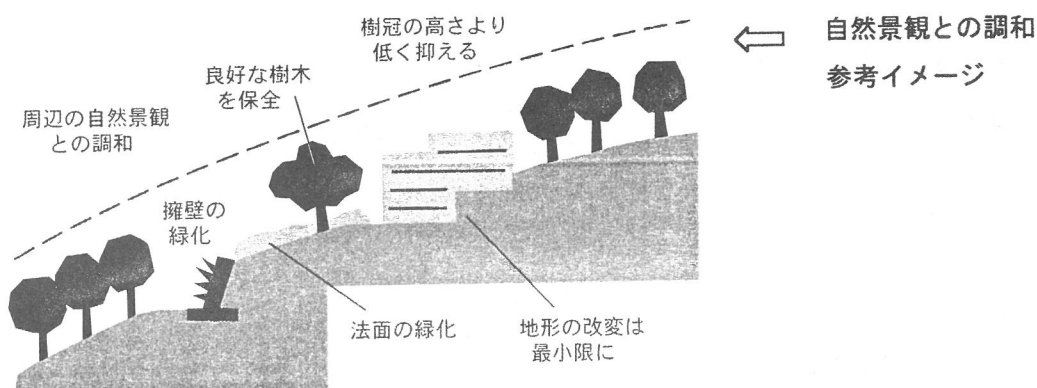
3-4 良好な都市環境形成の方針

1. 都市景観形成の方針

(1) 良好な自然景観との調和

- 本町はその立地特性から、急峻な地形や河川、市街地や集落地と農地からなる独特の都市景観を有しており、それぞれが町全体の景観要素として重要な役割を果たしている。
- 特に、市街地を抱くように存在する風致地区等の緑地は、良好な市街地景観要素として保全に配慮するとともに、街並み景観の借景（緑のスクリーン）として、建築物の形態・意匠についても十分な配慮を行なうものとする。
- 市街地周辺や集落地等で大半を占める丘陵地等においても、建築・開発行為等にあたっては、土砂災害防止の施策等に十分整合を図りながら、以下のような視点から自然景観等への配慮を行なうものとする。

- ・ 造成上の地形の改変は極力少なくし、地形に馴染むような計画とする。
- ・ 法面や擁壁が生じる場合には、緑化等を行い景観の向上を図る。
- ・ 計画地に良好な樹木等がある場合は、可能な限り保全を図る。
- ・ 建物の高さは樹冠の高さより抑え、周辺の景観に馴染むように配慮する。



- 幹線道路沿道等においては、建築物等とともに広告・看板類等においても周辺の集落地景観や田園景観等との調和に十分な配慮を行なうものとする。
- 将来的には福島県景観条例に基づき、町独自の景観条例やガイドライン等により都市景観形成を図ることも必要と考えられる。

(2) 魅力ある街並み景観の形成

- 町全体としては、地形や自然条件等から独自の景観を呈しており、中心市街地の街並みについては、道路に対して建物が間近に建ちあがり、さらにこれらが連なる印象的な景観を形成している反面、歩行空間が狭いという問題である。
- 中心市街地の幹線道路沿道等においては、地区更新を図りながら建築物の形態・意匠等に配慮を行なうとともに、一定の壁面後退等によりセミパブリックスペース（半公共空間）を創出し、賑わいのある街並み景観の形成を図ることが必要である。

市街地内の幹線道路
沿道景観イメージ



- 一方、中心市街地の裏通りでは、路地裏空間を活かした界隈性のある街並み景観の形成を図ることが考えられる。
- 新たな市街地形成が望まれる長久保地区等においては、建物誘導の際には意匠や形態に十分な配慮を行なうとともに、敷地内の緑化等により周辺の自然環境と調和した景観形成を図る。

新市街地の住宅地
景観イメージ



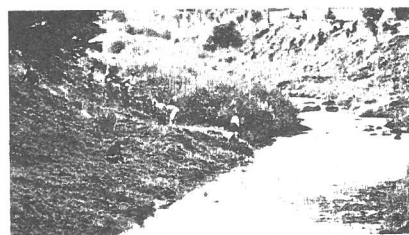
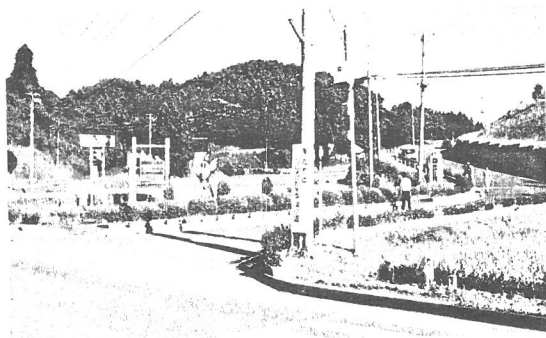
- 市街地内を流れる北須川、今出川河岸においては、特徴的な桜並木の保全を図るとともに、緑道の整備等により景観の向上を図るものとする。
- 基本的には地区の実情や特性を考慮し、以下に示す制度等の活用を図りながら良好な魅力ある街並み景観の形成を図るものとする。

- | |
|--|
| ・ 地区計画制度 |
| ・ 建築協定 |
| ・ 緑地協定 |
| ・ 福島県景観条例に基づく「優良景観形成住民協定制度」 |
| ・ 〃 「景観アドバイザー制度」 等 |

2. 自然環境の保全方針

(1) 市街地内の自然環境の保全

- 本町の市街地内の自然環境としては、景観形成において述べたように河川と風致地区等の緑地が挙げられる。
- 市街地内の河川については、下水道整備の立ち遅れから水質の悪化が懸念されており、早急に下水道及び下水道関連施設の整備に向けての手続き等の検討を行なう必要がある。また、自然環境に配慮した護岸整備、住民の環境保全意識の高揚に向けたPR施策等を、より一層推進していく必要がある。



クリーンアップ作戦

- 風致地区等の良好な緑地については、公園・緑地整備の方針においても述べたように指定区域の拡大を検討し、保全に努めるものとする。

(2) 動植物などの生育環境・生態系の保全

- 今後の広域交通体系（あぶくま高原道路、空港アクセス道路等）の整備や市街地周辺のバイパス整備、新たな市街地形成による地区整備等により、本町及びその近隣の区域においては、自然環境の改変がなされることになる。
- 本町が有しているような自然環境は、喪失することはたやすいが回復には膨大な年数を要するものとなる。このため、市街地開発や都市施設等の整備においては、自然環境及び動植物等の生態系への影響を最小限にするような施策・事業手法（影響緩和措置）等が必要である。
- 具体的には以下のような施策等を講じながら、自然環境への影響緩和を図る必要がある。

- ・ 自然環境へのマイナスの影響を削減、解消するための施設構造や工法上の工夫
- ・ 影響を受ける動植物の適切な保護、移植、増殖等
- ・ 改変した自然環境の現地又は近傍での復元、再生等の措置

3. 様々なまちづくりの方針

(1) 防災に配慮したまちづくり

- 既成市街地化した中心市街地においては、住民の防火意識の高揚に努めるとともに、耐火建築物等への建替を進める。
- 本町の地形的な条件から土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所等が多いことから、行政及び住民の協力のもと、十分な防災対策を図るものとする。

(2) 福祉のまちづくり

- 本格的な高齢化社会の到来に対して、特に市街地内の都市施設整備（道路、街区公園等）においては、人にやさしいまちづくりを実践する。
- 町営住宅及び公共公益施設等の建替え等においては、バリアフリーの建築物整備を前提とし、新たな市街地形成においては、福祉施設等の導入を検討する。

(3) 定住促進（住み続けられるための）のまちづくり

- 町営住宅の改善、優良な民間住宅の誘導等を視野に入れた「住宅マスタープラン」の策定を行う。
- 「住宅マスタープラン」に基く町営住宅の建替え及び新設の推進、また若年層の単身又は夫婦世帯への家賃補助等を通して定住促進を進める。
- 幼稚園や保育所の充実、身近な公園やオープンスペース等の整備を通して、子育てのしやすい環境づくりを行なう。
- 未給水地域の解消と水需要増加に対応するため、今出ダム等の水源活用による上水道普及率の向上及び給水区域の拡大延長を推進する。

(4) 環境共生型のまちづくり

- 行政及び住民、民間企業等が一体となり、省エネルギーや資源のリサイクルへの取り組みを通して、環境負荷の少ないまちづくりを進める。
- 幹線道路等の沿道緑化の推進、敷地内緑化の推進等を通して市街地内におけるうるおいを創出する。

(5) 情報化社会に対応したまちづくり

- 新たな市街地形成における公共公益施設の整備に際しては、図書館、まちづくり情報センター等の導入を検討する。
- これらの施設と既存の公共公益施設、民間企業、教育機関等のネットワークにより情報化（IT）社会に対応したまちづくりを進める。

なお、これらのまちづくりに際しては、積極的な住民参加を進めるものとする。